

住所地外接種を受けられる方

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる方は、以下のとおりです。

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- 入院・入所者
- 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- 災害による被害にあった者
- 勾留又は留置されている者、受刑者
- その他市町村長がやむを得ない事情があると認める者